

令和4年度採用 山鹿市民医療センター職員

(医療ソーシャルワーカー)募集要項

1. 応募職種・人数

医療ソーシャルワーカー（正職員） 若干名

2. 応募資格

昭和51年（1976年）4月2日以降生まれで社会福祉士資格を有し、医療機関又は介護施設等において、相談業務、退院支援等の実務経験が令和4年1月1日時点で3年以上ある人。

※ただし、次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ①成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③山鹿市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ⑤日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ⑥日本国籍を有しない者

3. 応募方法

(1) 提出書類

- ① 採用試験申込書（指定様式、写真貼付、本人自筆）
- ② 履歴書（指定様式、申込書と同一の写真貼付、本人自筆）
- ③ 面接カード（指定様式、本人自筆）
- ④ 社会福祉士免許証の写し（持参の場合、写しをいただきます。）
- ⑤ 職務経歴報告書（パソコン作成可）

※受験申込書、履歴書、面接カードは、山鹿市民医療センター経営管理課で配布又は当センターホームページからもダウンロードできます。この場合、A4版の白色普通紙（コピー用紙）に黒色一色のインクで印刷してください。

(2) 応募、お問合せ先

山鹿市民医療センター 事務部経営管理課 職員係

〒861-0593 熊本県山鹿市山鹿5-1-1

TEL0968-44-2185 FAX0968-44-2420 E-mail: hp-soumu@yamaga-mc.jp

※郵送の場合には必ず「簡易書留」をご利用ください。持参による提出も可能です。

(3) 申込期間（応募締切日）

令和4年1月31日（月）

※書類の記載事項に不備がある場合はお返しする場合がありますが、このために生じた申し込みの遅延等については責任を負いませんので、十分注意してください。

4. 採用試験日等

- (1) 試験日 随時（応募書類を受付後、令和4年2月中に実施）
- (2) 試験内容 適性検査・面接試験

5. 試験会場

山鹿市民医療センター
山鹿市山鹿511番地

6. 合格発表

試験実施からおよそ2週間後に試験の全科目受験者に対し、可否にかかわらず本人宛に郵送で通知します。

7. 合格から採用まで

合格者として決定した人は、採用候補者名簿に登録し、その後特別な事情が生じた場合を除き、令和4年4月1日に採用の予定です。

※採用日は協議の上決定します（令和4年4月1日以外の場合もあります。）。

8. 業務内容

地域医療連携室での相談業務

- ・入院患者の退院支援、調整
- ・退院後の生活支援、社会復帰援助
- ・患者及び家族の医療費、生活費等の相談
- ・その他病院における社会福祉士業務

9. その他

- (1) 試験当日は受験票及び筆記具を持参してください。受験票がないと受験できませんので、必ず持参してください。
- (2) 試験当日は集合時間に遅れますと受験できませんので、十分注意してください。
- (3) 試験に関する提出書類は、一切お返ししません。

就業後の給与・人事について

※令和4年1月1日現在

1. 給与

採用後の身分は、地方公務員になります。

【初任給】

給料月額 188,000円（大学4年卒の場合）

※実務経験者は、規定に基づき上記に加算して支給します。

【諸手当】（条件に応じて下記の手当を支給します。）

住居手当・・・借家は月額最高28,000円支給

通勤手当・・・通勤距離に応じて月額最高31,600円（交通機関利用は55,000円）支給

期末勤勉手当（ボーナス）・・・基本給等の4.3月分、支給日6/30・12/10

扶養手当・・・配偶者：6,500円、子10,000円等

時間外勤務手当等 その他給与規程に基づき支給します。

2. 勤務時間・休日

（1）勤務時間：8時30分から17時15分（1日7時間45分、週38時間45分勤務）

（2）休日：土日祝日、年末年始（12/29～1/3）

※時間外、休日はオンコール体制

3. 休暇

（1）年次休暇（有給）：20日 ※初年度は15日（4月1日採用の場合）

（2）病気休暇（有給）

（3）特別休暇（有給）

婚姻休暇（5日）、夏季休暇（毎年6月から10月までの間に3日間）、

その他（忌引、災害被災時等）

4. 院内保育所

月～金の7時30分～19時まで受入れ可能。土曜日は事前申請により受入れ可能。

5. 社会保険

健康保険（市町村職員共済組合）、厚生年金、公務災害補償

6. 福利厚生

職員互助会による慶弔金制度、各種行事（旅行、スポーツ大会、ボウリング大会、親睦会、忘年会等）の開催。

共済組合による人間ドック・健診補助、宿泊施設等の利用割引